

## 鹿児島市雇用対策連携協定

鹿児島市（以下「市」という。）及び厚生労働省鹿児島労働局（以下「労働局」という。）は、鹿児島市域における雇用・労働環境の充実に連携して取り組むこととし、以下のとおり「鹿児島市雇用対策連携協定」（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市と労働局が、それぞれの雇用に関する施策を密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施することにより、若い世代をはじめとする雇用機会の拡大や地域産業を担う人材の確保、仕事と生活の両立支援など、鹿児島市域の雇用・労働環境の充実に向けた取組を推進し、将来にわたって地域の活力を維持することを目的とする。

### （取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法を定めた協定に基づく事業計画（以下「事業計画」という。）を毎年度定めるものとする。

### （要請等）

第3条 鹿児島市長（以下「市長」という。）及び鹿児島労働局長（以下「労働局長」という。）は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### （情報共有）

第4条 この協定に基づく事業を実施するに当たり、市及び労働局が知り得た情報については、厳格な管理の下、この協定の目的を達成するために必要な範囲内で共有するものとする。

### （秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### （運営協議会の設置）

第6条 市及び労働局は、この協定書に基づく事業を計画し、実施するために運営協議会を設置する。

2 運営協議会は、毎年度開催することとし、事業計画及び事業報告を審議する。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 付 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年3月29日

鹿児島市長

森 博 幸



厚生労働省鹿児島労働局長

山 崎 修

